

1. 件名：四国電力(株)伊方発電所第3号機における溶金越しUTの未実施に関する面談

2. 日時：令和3年9月16日 10時00分～10時45分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

上田企画調査官、森田上席原子力専門検査官、

南川主任原子力専門検査官、種市主任原子力専門検査官

伊方原子力規制事務所

原田原子力運転検査官

四国電力(株)伊方発電所 保修部 機械計画第一課長 他5名

5. 要旨

○四国電力(株)から、前回9月3日に実施した面談で検討したいとしていた「オーステナイト系ステンレス鋼溶接金属部を透過させる探傷」（以下「溶金越しUT」という。）の位置づけ及び技術基準適合性の判断との関係について、検討結果の説明があった。

- ・コンディションレポートを発行、CAP会議の審議を経て、定期事業者検査要領書を改正して、工事として行った溶金越しUTの記録を用いて9月15日に定期事業者検査を実施し、改めて技術基準に適合することを確認した。
- ・今後準備が整えば、溶金越しUTを実施することを手順に取り込むための社内マニュアルの改正を行う。

原子力規制庁から、改めて実施された定期事業者検査の内容及び技術基準適合性の判断については特に疑問はない旨伝えた上で、当初、溶金越しUTを実施する必要はないと誤って判断した点について、どのように改善点等を整理したのか説明するよう求めた。

○四国電力(株)から、当方の質問に対して、以下のとおり説明があった。

- ・亀裂解釈の改正への対応は、発電所と本店の担当者が通常業務の中で話し合っ、該当する対象はないと判断していて、当初は溶金越しUTを追加で実施する必要があるとの発想はなかった。

- ・原子力規制検査の対応の中で、溶金越しUTを定期事業者検査として実施する必要があることを理解し、考えを見直したのは確かで、コンディションレポートの発行により必要な対応を行った。
- ・本件のような使用を開始する前の機器については、社内のルールでは不適合管理の対象ではないため、コンディションレポートの発行により対応しており、CAP会議でも品質に影響を及ぼさない状態(Non-CAQ)と判断している。改善の必要性を感じてはいるが、不適合管理のように問題点等を具体的にまとめたものはない。

○原子力規制庁から、本日確認した内容も踏まえて、原子力規制検査の結果をまとめていく旨伝えた。

## 6. その他

資料：なし

以上